

## 名古屋大学発ベンチャー称号授与規程

(平成 28 年 7 月 19 日規程第 22 号)

### (目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学（以下「本学」という。）の研究成果又は人的資源を活用して起業されたベンチャー企業に対して称号を授与することにより、本学と当該ベンチャー企業との関係を明確にするとともに、本学の研究成果を社会へ発信し、本学関係者のベンチャー起業への動機付けを行い、本学とベンチャー企業との連携を強化するため、必要な事項を定めるものとする。

### (称号)

第 2 条 本学がこの規程に基づき企業に授与する称号は、名古屋大学発ベンチャーとする。

### (申請資格)

第 3 条 称号の授与を申請できる企業は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学又は本学の役員、職員若しくは学生が所有する知的財産権（名古屋大学職務発明規程(平成 16 年度規程第 95 号)第 2 条第 4 号に規定する知的財産権をいう。）を活用していること。
  - 二 本学で得られた研究成果等を活用していること。
  - 三 本学の役員、職員又は学生（過去に役員、職員又は学生であった者を含む。）のうち、別に定める者が、設立者であること又は設立に深く関与していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、総長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた企業は、称号の授与を申請できるものとする。
- 3 前 2 項の申請資格に必要な事項は、別に定める。

### (審査委員会)

第 4 条 本学に、称号の授与について審査するため、名古屋大学発ベンチャー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置く。

- 2 前項の審査委員会に関する事項は、別に定める。

### (称号授与の手続き等)

第 5 条 称号を受けようとする企業の代表者（以下「申請者」という。）は、別に定める名古屋大学発ベンチャー称号申請書により総長に申請しなければならない。

- 2 総長は、前項の申請があったときは、審査委員会に当該申請に係る審査を付託するものとする。
- 3 審査委員会は、総長の付託があったときは、申請内容について審査を行い、その結果を総長に報告するものとする。
- 4 総長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請について認定又は不認定の決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(称号の授与等)

第6条 称号の授与は、名古屋大学発ベンチャー称号記（別記様式）の交付をもって行う。

2 称号授与の期間は、授与した日から5年とし、更新することができる。

3 称号の授与期間を更新しようとする企業の代表者は、総長に申請しなければならない。この場合において、当該申請の審査は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(使用の制限等)

第7条 称号を授与された企業は、当該企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために称号を使用してはならない。

2 称号を授与された企業は、広告又は宣伝に称号を用いる場合、事前に総長に届け出なければならない。この場合において、総長は、当該使用が不相当と認めるときは、審査委員会の議を経て、当該広告又は宣伝における称号の使用を停止することができる。

(活動内容の報告)

第8条 称号を授与された企業は、毎年6月末日までに、別に定める活動内容報告書により、その前年度における活動内容を総長に報告しなければならない。

(称号授与の取消し)

第9条 総長は、称号を授与された企業が次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員会の議を経て、名古屋大学発ベンチャーの称号授与を取り消すことができる。

一 第3条の申請資格に該当しなくなったとき。

二 本学又は当該企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

三 前2号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないと総長が認めるとき。

2 前項の取消しを受けた企業は、速やかに称号記を返付しなければならない。この場合において、当該企業は、取消しを受けた日以後、称号を授与されていた事実を事業に使用してはならない。

(称号授与等の公表)

第10条 総長は、称号の授与又は授与の取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表できるものとする。

(免責)

第11条 本学は、称号を授与された企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

2 称号の授与又は授与の取消しにより、称号を授与された企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は、当該損害を賠償する義務を負わない。

(事務)

第12条 名古屋大学発ベンチャーの称号の授与に関する事務は、研究協力部社会連携課が処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 19 日から施行する。